（厚生労働省組織規則の一部改正）

第二十四条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（麻薬対策企画官及び薬物取締調整官）	（麻薬対策企画官及び薬物取締調整官）
第二十六条　（略）	**第二十六条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　薬物取締調整官は、命を受けて、麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	3　薬物取締調整官は、命を受けて、麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りに関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。
（麻薬取締部の所掌事務）	（麻薬取締部の所掌事務）
第七百八条　麻薬取締部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七百八条**　麻薬取締部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること。	一　麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること。
二・三　（略）	二・三　（略）
四　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りの実施に関すること。	（新設）
（調査総務課の所掌事務）	（調査総務課の所掌事務）
第七百二十九条　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七百二十九条**　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること（捜査企画情報課、捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、密輸対策課、国際情報課、鑑定課並びに情報官、鑑定官、密輸対策官及び指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。	三　麻薬等及び医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること（捜査企画情報課、捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、密輸対策課、国際情報課、鑑定課並びに情報官、鑑定官、密輸対策官及び指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。
四　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関すること（捜査第一課及び捜査課の所掌に属するものを除く。）。	（新設）
五　前各号に掲げるもののほか、麻薬取締部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	四　前三号に掲げるもののほか、麻薬取締部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（捜査第一課の所掌事務）	（捜査第一課の所掌事務）
第七百三十条　捜査第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七百三十条**　捜査第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）	一　（略）
二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること（指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。	二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること（指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。
三　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関すること。	（新設）
（捜査課の所掌事務）	（捜査課の所掌事務）
第七百三十二条　捜査課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七百三十二条**　捜査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）	一　（略）
二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること（指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。	二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物に関する取締りの実施に関すること（指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。